

(独)北方領土問題対策協会(内閣府・農林水産省所管)の使命等と目標との関係(案)

(使命)

・北方領土問題対策協会(以下「協会」という。)は、北方領土問題の解決の促進等のため、国民世論の啓発、四島交流事業、元島民の援護、北方地域旧漁業権者等への融資等について、その政策実施機関として具体的な事業を実施。

(現状・課題)

強み

- ・北方領土問題に関する国民の啓発事業及び四島交流事業等についてのノウハウ、データの蓄積がある。
- ・前身組織の設立(昭和44年)以降一貫して、北方領土問題の解決の促進を目的として上記事業を行ってきた唯一の組織

弱み・課題

- ・外的要因(国際・社会情勢)に事業の実施が左右される。
- ・小規模な組織であり、人的資源に限界がある。
- ・若年層にむけた啓発が求められる中、より一層の広報・啓発に関する取組が求められている。

(環境変化)

日露関係の動き、新型コロナウイルス感染症等の情勢変化

平均87歳を超えた元島民の高齢化。
北方領土問題の解決には、国民世論の結集が不可欠。
国民運動の一層の高揚と裾野の拡大が必要であり、
後継者の育成が急務。

(中(長)期目標)

国民啓発の推進

特に若年層への情報発信に徹底的に取り組み、国民一般の問題に対する関心の拡大・理解の浸透を通じ、今後の返還運動の裾野を広げ、国民運動としての活性化を進める。

四島交流事業

内閣府等が示す方針に基づき、北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等との交流を着実に実施。

業務運営に関する事項

理事長が職員に対して法人のビジョンを明確に発信。職員の意向も踏まえた柔軟な人員配置を通じたキャリア形成や計画的な人材の確保・育成。